

平成27年度「市民の声提案箱」回答状況

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課	提案内容	回答内容
1	4月14日	提案者本人の希望により「回答不要」としました。		選挙管理委員会	<p>●選挙公報について 鳥取県議会議員選挙の告示(4月3日)、鳥取県知事選挙の告示(3月27日)があった後、選挙公報が自宅に届いたのは投票日の4日前であった。自己の都合で期日前投票を行ったが、各候補の公約・主張の最終的な整理が判らなかった。告示日の翌日には届くようにしてほしい。</p> <p>●選挙管理委員会の職員の対応について 電話の対応に問題がある。説明に親切さ、丁寧さが感じられない。電話を先に切り、切り方も丁寧ではなかった。</p>	いただきましたご意見は、市長までの報告を行い、選挙管理委員会へお伝えしました。
2	4月21日	4月24日	ファクシミリ	生涯学習課	<p>●スポーツ推進委員の活動について 【質問】 (1) 2年前の境港市健康ウォーク大会において、最終の参加者が帰る前にスポーツ推進委員が帰ってしまったのはいかがなものか。 (2) スポーツ推進委員は、地域の体育行事に積極的に参加することが求められ、少子高齢化の今だからこそ地域に於いてスポーツ推進の試みが必要ではないか。 (3) スポーツ推進委員の選任方法について教えてほしい。</p> <p>【提案】 (1) 2ヶ月程度に一回のスポーツ推進委員個人の活動報告書の提出を義務化する。 (2) 任期終了時(更新時)には、その地区で有識者の意見を求め委員がそれに相応しいか判断をする。</p>	<p>【ご質問に対する回答】 (1) 境港市健康ウォーク大会については、主催者を含め参加者全てが、大会終了まで楽しんでいただけるよう、昨年度の大会から、ゴール地点で抽選会を開催するなど、改善いたしました。 (2) ご指摘のとおり、市教育委員会からスポーツ推進委員へ、地域の体育行事への積極的な参画を促してまいります。 (3) 選任にあたっては、各公民館長からの推薦を受け、市内7地区各3名の委員を委嘱しております。</p> <p>【ご提案についての回答】 (1) スポーツ推進委員の活動は、地域での活動を柱にすることはご指摘のとおりですが、市全域を対象としたイベント・研修会・ボランティア協力等、幅の広い活動も行っていると考えております。ニュースポーツの普及など、委員が各地域で活躍しやすい場づくりを検討してまいります。また、年6回の委員定例会においても、今後は各委員の活動状況の把握に努めてまいります。 (2) スポーツの推進には経験に基づいた息の長い活動も必要なことや、各地域での状況を勘案され、現行の各公民館長からの推薦の中で、適切な判断がなされるものと思っております。</p>
3	4月23日	匿名の提案のため、回答できませんでした。		通商観光課	<p>●はまる一歩バスの停留所について 夕日ヶ丘県営住宅前のはまる一歩バスの停留所を元の場所に移動してほしい。</p>	いただきましたご意見は、市長までの報告を行いました。
4	4月23日	4月27日	電子メール	環境衛生課	<p>●狂犬病予防注射の猶予について 猶予証明書・猶予票を発行してほしい。</p>	<p>動物病院での診察で、狂犬病予防注射を受けることができないと獣医師が判断した場合は、動物病院が発行する「見合わせ証」、市が発行する「犬の登録手帳」及び「狂犬病予防注射のお知らせはがき」を持って環境衛生課に届け出ていただき、予防注射を見合わせていただくこととなります。 なお、ご提案いただきました猶予証明書、免除票(猶予票)を市で交付することは考えておりません。必要があれば、動物病院が発行する「見合わせ証」を提示していただきたいと思います。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
5	4月23日	5月20日	郵送	通商観光課	<p>●大正川トイレへの注意事項等の外国語表示について ① 備品のトイレトイレットペーパーを使用して下さい。 ② 石鹸の設置(黄色い安価なもので良い。) ③ 和式の使用方法図案化で</p>	<p>ご提案の大正川トイレ使用時における注意事項等の外国語表記については、昨年、中国発着のクルーズ客船が寄港した際、中国人観光客向けに臨時的に試行した経緯がございます。 ①の備え付けのトイレトイレットペーパーを使用すること、及び③の和式便器の使用方法は外国語表記と図示で対応したいと考えております。 ②については、盗難やいたずらによる紛失等の問題、他の市内公衆トイレとの均衡の観点から現在のところ設置は考えておりませんが、引き続き検討事項の一つとして認識してまいります。</p>
				都市整備課	<p>●台場公園の女性用トイレについて ① 女性トイレの入口側トイレは、1ヶ月位前から犬を散歩する女性が便器の外側を汚しています。 ② 2つある女性用の和式便器のうち、1つを洋式便器に変更した方が良い。 ③ 石鹸の設置もしたほうが良い。</p>	<p>① 情報をご提供いただき、ありがとうございます。定期的な清掃を実施しておりますが、併せて利用者のマナー向上の啓発にも努めて参ります。 ② 和便器が複数ある場合には、そのうち1つを洋式便器に取替えることを検討して参ります。 ③ 石鹸は設置しておりますが、使用状況を確認しながら、早めの補給に努めて参ります。</p>
				水産課	<p>●海岸緑地(旧渡船場)トイレについて 女性用トイレのトイレットペーパーホルダーをワンタッチ式に換えて欲しい。 (横棒式だと交換が難しいため)</p>	<p>4月27日(月)にワンタッチ式に取り換えました。 現在、海岸緑地トイレには、多目的(障がい者など)用、男性用、女性用の3つの大使用トイレと小使用トイレが1つあります。 各大使用トイレには、トイレットペーパーホルダーが2つずつあり、女性用トイレだけ2つとも横棒式でした。今回の交換により、3つ全ての大使用トイレに1つずつ、ワンタッチ式のホルダーが設置されました。</p>

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課	提案内容	回答内容
6	5月7日	投稿者が「回答不要」とされたため、ホームページ公開		生涯学習課	●市民プールについて 市民プールの利用料を安くできないか。閉館日を今の水曜日から変えて欲しい。	いただきましたご意見は、市長までの報告を行いました。
7	5月15日	6月4日	電子メール	商工農政課	●誠道地区の飛砂について 14日に誠道地区「市長と語る会」が行われました。長年にわたって要望している、西側農地からの飛び砂の問題ですが、農業従事者の言い分があり、立場もあるでしょうが、砂が飛ばないようにしてほしいではなく、飛んでくる砂を何とかしてほしいと思っています。一つでも試験的にやってみるべきではありませんか。机上だけでは解決出来ないと思います。	誠道町西側に広がる畑からの飛砂防止対策については、以前より誠道地区自治連合会より、ご意見、ご要望をいただいております。先日行われました誠道地区の「市長と語る会」でもご意見をいただいたところであります。特に春先の西風による飛砂は、付近にお住まいの方々への影響が大きいものと認識しております。 ご指摘の農地は、本市特産の白ねぎの作付が行われ、荒廃農地化することなく、市内の農家による適切な営農管理により、農地の保全とその有効活用に努めていただいております。強風の際には、農家の方へお願いをして、耕うんや農薬散布を控えてもらうなど、地域住民の方々を意識した配慮や工夫、努力もいただいております。 対策については、「市長と語る会」でもお答えいたしました。農地と居住区との間に、幅6mの緩衝緑地帯を設け、樹木を植栽することで、飛砂の影響を少しでも軽減する事業を検討しましたが、用地買収費、工事費などの事業費、完成後の維持管理費等、多額な経費がかかること、また、仮に緑地帯を整備した場合、現在有効活用されている農地への農業用機械の進入が制限されるなど、営農効率が悪くなる懸念もありますので、現段階では実施困難と考えております。 また、自治会からは、飛砂による側溝の埋没を改善してほしいという要望があり、これについては、平成26年2月に砂の除去をさせていただきました。今後も同様の状況があれば迅速に対応する予定です。 現状では具体的な解決策にはなりません。今後とも引き続き農業関係者との調整、協議を重ね、少しでも飛砂が軽減できるよう解決策を検討していきたいと考えております。
8	6月1日	投稿者が「回答不要」とされたため、ホームページ公開		自治防災課 教育委員会 都市整備課 総務課	●公共施設について 小学生が屋外に居ても時間がわかるように、公共施設に屋外用の時計を設置して欲しい。	いただきましたご意見は、市長までの報告を行いました。
9	6月3日	6月26日	電子メール	自治防災課 学校教育課	●小学生の門限と防災の夕方のチャイムを17時に統一することについて 小学校から配布された境港市小学生徒指導部の「境港市小学生のきまり」によると、4月～9月の夏季の門限が18時になっており、防災行政無線の夕方のチャイムもそれに対応するかのように夏季は18時に鳴っています。 我々両親が小学生の時は門限は、一年を通して17時でした。現在の米子市内の伯仙小学校も門限は通年17時だそうで、米子市の防災行政無線の夕方のチャイムも通年17時に鳴るそうです。 米子市と同様に境港市も夕方のチャイムを17時に統一して頂きたいです。 学力低下が指摘される世になぜ逆に遊ぶ時間を増やすようなことをするのか疑問です。	夏季18時、冬季17時に流しておりますチャイムにつきましては、市民向けに時を告げるためのものであり、子ども達だけに向けて流しているものではありません。(自治防災課) 学校では、そのチャイム音を活用しており、子ども達へ時を知る一つの目安として指導しております。 また、各小学校では、「チャイムは家で聞きましょう」と指導しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。(学校教育課)
10	6月10日	6月17日	電子メール	管理課	●水木しげるロードリニューアルについて この度の、水木しげるロード改修計画の基本的なテーマである【人間と妖怪(自然)との共生】をより深める仕掛け作りが語られていない感じがしました。 その点についてのご返答をいただきたい。	この度の水木しげるロードリニューアル事業は、将来にわたり水木しげるロードの賑わいを継続させることで、本市の持続的な発展につなげていくことを目的に「誰もが訪れたいおもてなしとエンターテインメントのロードづくり」を基本理念に掲げ、今年の3月には、車よりも人を大切に作る道としての基本設計がまとまったところであります。 ご意見のとおり、「人間と妖怪(自然)との共生」というテーマは、これまで水木しげるロードが多くの人々を長年にわたって惹きつけてきた最大の要因であると当方も認識いたしております。 本年度は、この基本設計を受け、さらに詳細な設計を行うこととしておりますが、詳細設計において、いかにしてこの重要なテーマを融合させていくかが、本事業成功の鍵を握っていると考えております。 また、沿道においても水木マンガに出てくる建物や背景などを参考に、統一した街なみ整備のルール作りに向けた動きが進んでおります。 本事業においては、行政のハード整備だけで完結することなく、地元や関係者の方々とさらなる意識の共有を図り、より魅力ある水木しげるロードの完成を目指してまいります。
11	6月22日	7月13日	電子メール	通商観光課	●韓国でのMERSが流行について 韓国でMERSがしていますが、大韓航空が就航している空港は運休を決めています。飛行機も船も往来しており、多くの韓国人が訪れる観光地である境港で感染が発生すると、韓国人どころか、日本人も来なくなると感じています。万が一境港で発症した人が出ると、風評被害で人が全く来なくなる恐れがあります。これから先、夏休みとなり、観光地で働く者にとっては、一番心配していることで、取引先も何とかしてほしいとの話も出ています。 アジアナ航空やDBSの運休など、早めの対策を取って頂きたい。	MERSの国内への感染を防ぐため、国は空港、港湾などでの検疫を強化していますが、万一、感染が疑われる乗客等が確認された場合、鳥取県が医療機関と速やかに連携を取り、検体を調査し、結果が判明するまでは隔離入院の措置を行うこととしています。 米子鬼太郎空港では入国時に検疫官がサーモグラフィで乗客等の体温を監視、DBSクルーズフェリーが発着する国際ターミナルでは検疫官がフェリーに乗り込み、乗客乗員全員の体温を測定するなど、水際での防止対策を強化しており、アジアナ航空においては、ウイルス除去に有効な消毒剤で機内防疫を実施するなど、感染防止対策も講じられています。 以上の対応状況や韓国国内の感染拡大が収束しつつあること、国による韓国への渡航制限等の勧告も出されていないため、現状では路線運休の要請を行うことは考えておりません。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課	提案内容	回答内容
12	7月7日	8月10日	郵送	自治防災課 管理課 生涯学習課	<p>①商業施設入口の側溝蓋について 側溝蓋の両端が斜めになっていたり、5cm位低くなっている。夜間に歩行者や、自転車の人が転倒し、怪我をする場合もあるので改修をして欲しい。</p> <p>②水木しげるロードの歩道の私占用物について 1年位前に松ヶ枝町の歩道に置きっ放しの石に躓いて転倒された人があり、運良く怪我もなく大事にはならなくて良かったのですが、道路をS字にする前に正しいやり方で撤去は出来ないか。</p> <p>③図書館の図書及び新聞の閲覧場所の改善について ・新聞台が角度が急で疲れやすい。角度を落とし、両面使用を片面にしてはどうか。 ・3連の椅子を撤去して、机と折り畳みの椅子に変更して欲しい。 ・本を一方に寄せて、2カ所ほど机と折り畳みの椅子を設置してはどうか。</p>	<p>①については、事業者が設置した側溝であるため、事業者へ連絡し、ご意見の内容をお伝えしました。(自治防災課)</p> <p>②への回答 この度のご指摘を踏まえまして、現状でのぼりの土台となっている石の占有が危険なものについては早急に対応します。また現在まちなみ整備に関するルールについての協議を始めており、この中で占有物の管理につきましてもルール化していただくよう要請したいと考えています。(管理課)</p> <p>③への回答 本や新聞の閲覧場所につきましては、ご不便をおかけしております。 さて、閲覧場所は以前よりご指摘いただいております。限られたスペースの中で閲覧場所の確保に努めており、より多くの場所を確保したいとの考えから現状の配置とさせていただきます。 「新聞専用台を片面にしたり」、「椅子を撤去し折り畳みの机・椅子にする」、また、「本を一方に寄せて折り畳みの机と椅子を置く」というご提案につきましては、ゆったりとした読書の時間が確保できると思います。一方で、閲覧場所の絶対数が少なくなります。本市としたしましては、場所の確保の観点より現状が良いと考えています。 また、新聞閲覧台につきましては、ご意見のように角度が急だと言われる方もおられれば、今のままで良いと言われる方もおられます。暫くは、現状のまま様子を見たいと思います。 現在、境港市では「美保飛行場周辺まちづくり計画」で、図書館機能も含めた複合施設の建設にむけて協議を進めています。閲覧場所も含め、より多くの皆様にご満足いただける図書館にしたいと思っておりますので、皆様のお声をよく聞きながら計画してまいりたいと思っております。今後も、ご意見・ご提案等がございましたら、いただきたいと思っております。ありがとうございました。(生涯学習課)</p>
13	7月16日	8月4日	電子メール	生涯学習課	<p>●竜ヶ山陸上競技場のハンマー投げ防護柵について ハンマー投げ防護柵の上部が破損しかなりの空間ができています。仮にこの空間からハンマーが飛び出しトラックを走行中の人に当たれば大変なことになるかと予想されます。対策をお願いします。</p>	<p>ハンマー投げ防護柵の破損を確認いたしました。破損箇所について、業者に発注し早急に修繕いたします。ご指摘ありがとうございます。</p>
14	7月20日	8月10日	電子メール	自治防災課	<p>●消防団規則第9条の誤りについて 貴市消防団は、消防組織法第18条第3項の規定の適用となりますので、法を精査し、規則を改正されたい。</p>	<p>この度は貴重なご意見をいただきありがとうございます。 本市は鳥取県西部広域行政管理組合消防局に消防本部(所在地は米子市)を設置しておりますので、市消防団の区域外出動に関しましては、消防長または消防署長の命令により区域外においても行動すべきものであります。 従いまして、ご指摘のとおり消防団規則第9条につきましては、早急に規則改正を行い、消防組織法第18条第3項に則った内容といたしますので、ご了承いただけますようお願いいたします。</p>
15	7月21日	7月30日	電子メール	都市整備課	<p>●夕日ヶ丘メモリアルパーク内にある東屋の方案内板について 案内板には、弓ヶ浜半島東側の湾の表示が弓ヶ浜湾となっています。地図や一般的には美保湾を使用しています。調査の上対処をお願いします。</p>	<p>当該案内板の「弓ヶ浜湾」という表示は、ご指摘のとおり「美保湾」とすべきを誤って表示してしまったものです。 誤表示の原因は、チェックミスによるもので、早急に表示を改めます。大変申し訳ありませんでした。 今後、このようなことがないよう、チェック機能の向上に努めて参ります。</p>
16	7月31日	8月10日	ホームページ公開	市民課	<p>●国民健康保険の納入通知について 7月15日付けの国民健康保険納税通知書が7月21日に届いた。 市内であれば一日もあれば届くのに一週間近くかかるのは何故か。少額ではないので納入のための期間は十分確保するように定められていると思うが、最低一カ月は必要なのではないか。 今後は十分な期間を配慮してほしい。 また、口座振替制度の利用は任意であるはずではないか。</p>	<p>地方税法では、「納税通知書は遅くとも納期限の10日前までに納税者に交付しなければならない」と定められております。 この度市では、郵便局に7月16～18日の3日間で配達できることを確認した上で、7月14日に国民健康保険及び後期高齢者医療保険の納税通知書約10,000通を発送いたしました。 しかし、連休明けの21日になって、まだ届いていないという問い合わせがあったことから、すぐに郵便局に状況確認を行い、法令違反になりかねないため、21日中には必ず配達するよう強く申し入れたところでございます。 「今後は十分な期間の配慮を」ということですが、課税のための情報が出揃う7月1日から準備をすすめることから、最低でも2週間程度の作業期間は必要となりますのでご理解ください。 また、口座振替制度につきましては、国民健康保険において全国的に条例で口座振替の原則化を規定する流れにあることから、当市におきましても平成26年10月1日より、境港市国民健康保険税条例施行規則第2条に原則化を規定したところでございます。 ただし、口座振替によることができないときまで強制するものではないでございます。</p>

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課	提案内容	回答内容
17	7月8日	8月25日	電子メール	生涯学習課	<p>●市民プールの利用について 市民プールの料金で、1ヶ月定期券などがあればと思います。一般で月20日も行けば、1万円を超えます。</p>	<p>市民温水プールの定期券の導入について、指定管理者であります「境港スイミングスクール」とともに改めて検討いたしました。市民温水プールは、清掃センターの廃炉に備え、余熱の利用からボイラーによる稼働に切り替えたため、重油代等の運営経費が大きく増加しております。そのような中で、定期券の導入によって使用料収入が減少すれば、プール全体の収支を維持できなくなると見込まれるため、定期券の導入は困難であると感じております。</p> <p>今後は、現行の回数券の価格設定について、近隣施設等との比較を行い、改めて適正化を検討したいと考えております。適正化により回数券の価格が引き下げられれば、これまでプールを利用いただいた皆さまにも利便性が向上するものと思いますので、ご理解いただけますようお願いいたします。</p>
18	7月29日	8月25日	郵送	都市整備課	<p>①弥生緑地について 弥生緑地のベンチや机に子犬を乗せる40歳～50歳の女性がいました。今年の3月頃には、70歳位の男性が、中型犬を山小舎風の休憩所の机の上に立たせ、毛繕いをされている姿を度々見かけました。 人が使う所に犬を乗せるのは不衛生のため、市報で注意をしていただきたい。</p> <p>②台場公園のしだれ桜について 6月24日に台場公園から帰りに、昨年植えられた福島のしだれ桜が水不足で2本枯れかけていて、都市整備課に水をかけるようお願いをし、その後、新芽が出て、良くなりましたが、本日(7月29日)を見ると、2本のうち1本が水不足で枯れかけています。都市整備課で管理ができないのなら、この台場公園の管理をされている老人会にお願いをして、週2～3回水をかけて頂ければ、良くなると思います。</p> <p>③台場公園トイレの犬(茶色の柴犬)のふんの汚れについて 3月20日(金)、3月25日(水)、3月27日(金)、4月17日(金)、4月20日(月)の7:50分頃に、女性用の入口側トイレの便器の外が犬のふんで汚れて変なニオイがして不衛生でした。7月24日に飼い主と思われる人を見かけました。</p>	<p>①についての回答 弥生緑地の管理者であります境港管理組合に、状況を説明し、注意喚起を促す看板設置などについて依頼したいと思います。</p> <p>②についての回答 7月中旬から猛暑が続く、水やりに留意しているところですが、台場公園に境港市観光協会より寄贈・植樹された2本のしだれ桜のうち、東側の1本については、枯れてしまいました。 枯れたしだれ桜は、植樹の約1ヶ月後に、いたずらで根元を折られる被害に遭い、添木でつなぎ合わせるなどの処置を施しましたが、折られたことにより水を吸い上げる力が弱まり、水分が十分に行き渡らなかったことが枯れた原因であると、専門業者から診断結果を確認しました。 残るしだれ桜を枯らさないよう、十分な管理に努めると共に、ご提案のとおり、台場公園を定期的に利用されている団体に、水やりのご協力について相談してみたいと思います。</p> <p>③についての回答 情報をご提供いただき、ありがとうございます。定期的な清掃の実施と、利用者のマナー向上の啓発に努めて参ります。</p>
19	8月3日	8月25日	電子メール	生涯学習課	<p>●第二市民市民体育館職員の勤務態度について 第二市民体育館の管理されている方の高圧的な言ひ方に驚いた。まわりにいた方も前からだからと言ってましたが、改善してほしい。</p>	<p>この度は誠に申し訳ありませんでした。いただいたご意見は市長まで報告し、第二市民体育館を管理委託しております境港市体育協会に対しては、お客様への対応の改善を指導いたしました。 境港市体育協会では、当日対応した職員に対する指導と、全職員への接遇改善が指示されたところですので、何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>
20	8月10日	8月26日	電子メール	通商観光課	<p>●誠道公民館の南側のはまる一歩バスの停留所について 誠道公民館の南側にはまる一歩バスの停留所がありますが、炎天下でバスを待っている方は暑いので、公民館の敷地に植栽されている楠の木の下で待っている状態です。(木は)少し中に入っているため、運転手は見落とす可能性もあるのではと思います。 公民館の北側にふるさと塾の建物があり、その横になぜか今は使われていない停留所がありますがそれを移動して使う事は出来ないでしょうか。</p>	<p>炎天下時など、楠の木の下でお待ちいただいているお客さまにつきましては、運転手も承知しており、通行の際には、必ずお客様の有無を確認しております。 お問い合わせの旧老人医療バス待合所は、老朽化(23年経過)に加え、現在のバス周辺に十分なスペースもないため、ご提案の停留所の移設は、困難な状況でございます。何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
21	8月29日	9月9日	電子メール	通商観光課	<p>●誠道公民館の南側のはまる一歩バスの停留所について(2回目) はまる一歩バスの停留所に屋根付きのベンチなどを設置してはどうでしょうか。炎天下に日差しを避ける為、公民館の敷地に植栽されている大きな木の下で直射日光を避けてバスを待っている現状は正常だと思われるのか。利用される方は高齢者の方がほとんどです。この場合は近くに大きな木があるのでまだいいでしょう。無い所などはきつと思われぬのか。再度ご検討下さい。</p>	<p>現在のはまる一歩バス停留所は、多くの方々にご利用いただくため、メインコース・生活コースの2コース合わせて222ヶ所あります。それらの中には以前運行していた老人医療バス待合所を再利用し、地元自治会が自主的に整備したバス停もありますが、「屋根付きのベンチ」を一律または特定のバス停に整備することは、設置および用地買収等の経費も多額となり、財政上困難であります。また、特定の箇所の整備は地域間の公平性が保てなくなることから、これも困難であります。 何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>